

神奈川県立県民ホール条例施行規則の一部を改正する規則の概要

令和7年9月

1 改正の理由

神奈川県立県民ホール本館（以下「本館」という。）が令和7年3月末をもって休館したことに伴い、次期指定管理者の管理の範囲を変更する必要があるため、「神奈川県立県民ホール条例施行規則」について、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 本館の休館に伴う改正

次期指定管理者による管理の範囲から本館を除く。（第3条、第4条、第6条及び第7条関係）

(2) その他

条文の整理等、所要の規定の整備を行う。（第5条及び第8条関係）

3 施行期日

令和8年4月1日。ただし、第8条については公布の日。